

外貨建表示の源泉徴収所得税

Q：米国に本社のある外国法人に対して、今月末までにロイヤリティーを支払うことになりました。この支払いに対する源泉徴収は、どうすればよいのでしょうか。

A：支払期日の電信買相場（TTB）で円換算した契約金額を対象に、源泉徴収税額を計算します。

【解説】

企業の海外取引が増えており、契約によってはドルやマルクなど外貨建てでの取引になりますが、そのとき困るのが、源泉徴収をしなければならない場合です。

外貨建ての取引での源泉徴収は、必ず円に換算して徴収します。その場合、徴収額相当分の外貨を円に換算するのではなく、必ず契約金額全体を円換算したうえで、徴収することになります。

円換算は、外貨で表示されている相当金額を円で支払うという契約の場合、契約に定められた換算方法により支払うこととなる円貨の金額を対象に源泉徴収税額の計算を行うことになります。

一方、その契約が外貨でそのまま支払う契約の場合は、電信買相場（TTB）によって換算することになります。この場合、支払期日が定められている場合にはその期日（その支払いが著しく遅延して行われている場合を除き、実際に支払った日でも認められる）のTTBで、期日が定められていなければ支払った日のTTBによって円換算した金額を対象に源泉徴収税額の計算を行います。

